

以上に互り保険料を納付せざるときは、其期限満了せる翌日より被保険者たる資格を喪失す。
但し徴兵検査、入營、非常召集、簡閱點呼、海難等船員の意志によらざる不可抗力的原因により
下船せるものは、これによつて被保険者資格を喪失せず。

労働者災害扶助法

適用範圍の擴張に關する決議 (昭和七年創立大會の決定)

理 由

第五十九帝國議會を通過し、本年一月一日より實施されつゝある労働者災害扶助法の要旨は、工場法及び船員法其他の保護法の適用せられざる労働者に對し、その勞務に起因せる災害を保護すべき爲めに制定せられたる保護法である。

然るに我等は一度該法實施せらるゝや、我國全海岸線に亘つて散在せる、三十高港灣労働者の見落されたるを發見する。

港灣労働者の、我國産業上に負はされたる使命は、海外貿易の中繼的役割をもち、海外出入旅客の中繼的運送を背負ひ、一日もその停止を許されざる重要な一大事業である。

この層にあつて、海上最も危険なる勞務に従事する労働者が、一切の保護法の適用せられざる労働層に對して實施せんとしたる労働者災害扶助法から見落された云ふが如きは、從來の爲政者が、此種法規の制定に當つて、その代表的機關の意志を尊重せざりし重大なる欠陥であると云はなければならぬ。

その勞務状態に於て類似せる船員は、船員法によつて守られ、更に船員保險法案は過去十年來の問題として、最早既に議會通過を俟つまでになつてゐる。

又労働者災害扶助法第一條第四項は「船舶より若くは船舶への貨物の積卸の事業、岸壁、波止場、停車場若しくは倉庫に於ける貨物取扱の(中略)事業にして、動力による起重機昇降機其他の揚重機を用ふるもの」と限定され、僅かに紙一重の差を以て港灣労働者、即ち船員法から除外されたる動力によつて運航し若くは動力機關によつて曳航される二十噸未満の小型船及平水航路乗組員、艇船夫等がこの保護法から除外されると云ふ理由はない筈である。故に我等は之が法現の擴張を提案し、その實施促進に資せんとするものである。

決 議

本結成大會は労働者災害扶助法第一條に左の數項を挿入追加することを要求す。

労働者災害扶助法第一條第六項

岸壁、棧橋、波止場、停車場、倉庫へ、船舶より、若くは船舶へ又は平水航路、湖川港灣のみを航路定限とする貨物及旅客輸送の事業及内地航行間の貨物及旅客輸送の事業

港灣労働者保護法制定に關する決議 (第二回大會決定)

主 文

本大會は港灣労働者の労働生活を保障すべき保護法の即時立案とその實現を期す。